

別表第1（第3条関係）

1 補助対象事業 ※1	2 基準額	3 補助対象経費 ※2、3、4	4 補助率
①へき地等の集会施設や診療所等で複数の患者を対象としたオンライン診療の実施を計画している医療機関	2,239,000円 (オンライン診療実施医療機関・集会施設の環境整備)	(1) オンライン診療に係る看護師等派遣費用（1回あたり3,600円） (2) オンライン診療に必要な情報通信機器等の通信費及び購入経費又はリース経費 ・Wi-Fiルーター及びその通信費 ・パソコン及びタブレット端末 ・パソコン並びにタブレット端末と接続するカメラ、スピーカー及びヘッドセット ・モバイルプリンター (3) オンライン診療の専用システム導入に係る初期経費及び利用料	定額
②上記補助事業者①が実施するオンライン診療の会場となる医療機関	33万円 (へき地等の診療所の環境整備)	(4) オンライン診療に必要な情報通信機器等の通信費及び購入経費又はリース経費 ・Wi-Fiルーター及びその通信費 ・パソコン及びタブレット端末	

※1 補助事業者は、地域振興立法5法の対象地域に該当する中山間地域の患者を対象にオンライン診療を実施する場合に限る。

※2 補助対象となるオンライン診療は、患者が看護師等という場合に限る。

※3 看護師派遣費用及びWi-Fiルータ通信費、オンライン診療専用システム利用料の補助期間は補助金交付決定日から令和7年3月31日までを上限とする。

※4 診療報酬において算定できる経費については補助対象外とする。